

## 業務及び財産の状況に関する説明書類

令和6年6月27日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 明光監査法人

所在地 東京都千代田区九段南二丁目2番1号  
エース九段ビル2階

代表者 中村 憲夫

### 一. 業務の概況

#### 1. 監査法人の目的・沿革

当監査法人は、財務書類の監査又は証明の業務を行うことを目的とします。

平成7年4月14日個人事務所であった萩原公認会計士事務所及び田代公認会計士事務所の監査業務を引継いで発足しました。

平成10年12月24日杉村公認会計士事務所の監査業務を受入れ、平成20年9月21日に事務所を埼玉県熊谷市から東京都町田市に移しました。

令和5年6月8日に事務所を東京都町田市から東京都千代田区に移し、現在に至ります。

#### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

#### 3. 業務の内容

##### (1) 業務概要

従来からの監査証明業務を当期も安定して継続しました。尚、非監査証明業務は行っていません。

##### (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当無し

##### (3) 監査証明業務の状況

令和6年3月31日現在

(会計年度末日)

種 別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	2 社	2 社
② 金 商 法 監 査		
③ 会 社 法 監 査	1	
④ 学 校 法 人 監 査	9	
⑤ 労 働 組 合 監 査	3	
⑥その他の法定監査		
⑦その他の任意監査	2	
計	17	2

(4) 非監査証明業務の状況  
該当無し

#### 4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

##### (1) 業務の執行の適正を確保するための措置

###### ①経営の基本方針

適正なる監査を実施することによって、一般投資家を始め企業関係者に、直接・間接奉仕することを経営の基本方針としています。

###### ②経営管理に関する措置

当監査法人では経営意思決定機関として社員会を設置するとともに、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能として、経営に精通する独立性を有する第三者（弁護士）を社員会に参加させております。そのことにより、社員間の相互牽制、および、独立性を有する第三者による経営の監督・評価を行うことで、強固なガバナンス体制を構築しております。

###### ③法令遵守に関する措置

当監査法人は、日本公認会計士協会倫理規則第2条に基づき、誠実性、公正性、専門能力、相当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動の各項目について、当監査法人の監査の品質管理規程にその方針及び手続を定めております。

##### (2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

###### ①業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

当監査法人では公認会計士法・同施行令・公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令、日本公認会計士協会が公表する会則・倫理規則その他に含まれる倫理に関する規定で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めています。この方針及び手続の一環として当監査法人の品質管理に関し最終的な責任を負う品質管理責任者は定期的に、又は必要に応じて随時、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書を全ての監査実施者に提出させ、利害関係の有無を調査し、万一にも独立性保持に疑いを持たれるような関係や外観が識別された場合には、品質管理責任者はその脅威を受容可能なレベルにまで軽減又は除去するための措置を講ずることとしています。

###### ②業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人では監査契約の新規の締結をする前に、また、既存の監査契約を更新するか否を決める場合に、監査業務の質を合理的に確保するため、当監査法人の規模及び組織、当監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況の検討、関与先の誠実性、リスクの程度及び倫理規則等を遵守できるかどうか等の監査契約の新規の締結及び更新判断に重要な影響を及ぼす事項を評価した結果に基づき社員会において監査契約の新規の締結及び更新を決定しています。

### ③業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

#### ア. 社員の報酬の決定に関する事項

経験・能力を勘案しつつ、又、業務の難易度、関与時間等を広く参考にして社員の報酬を決定しております。

#### イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

監査従事者が積極的に研修に参加し、常にレベルアップすることを全員が心掛けているところですが、それを尚一層確実なものとするため、当監査法人の内部規定である監査の品質管理規程の運用細則として採用、教育・訓練、評価及び選任細則を定め、当監査法人所属員については、年間CPD40単位を取得することとし、非常勤の監査補助者については、必要単位並びに必須項目の単位を取得出来ない場合、監査補助者とするを見合わせることでしてしています。

#### ウ. その他

##### (1) 監査の実施者の人事に関する事項について

当監査法人は監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに職業倫理を備えた監査実施者を維持するため

- ・ 監査実施者として原則として監査経験が3年以上の公認会計士の採用
- ・ 継続的な職業専門家としての能力開発を適切に行うための教育研修の受講
- ・ 監査実施者が能力を高め維持すること及び職業倫理を遵守することを正当に評価し、監査責任者及び補助者の能力、適性及び経験を考慮した選任等についての人事に関する方針及び手続を定めています。

### ④業務の実施及びその審査

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めています。

#### ア. 専門的な見解の問合せ

当監査法人では判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施し、専門的な見解の問合せから得られた見解を十分に検討し対処することとしてしています。

#### イ. 監査上の判断の相違の解決

監査実施者間、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は業務執行社員と監査業務に係る審査の担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合には、業務執行社員は、報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置をとることとしてしています。

監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行しません。

#### ウ. 監査証明業務に係る審査

当監査法人は、審査を行う機構を設け、監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行っています。

当監査法人は、監査意見の審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、業務執行社員は、審査が完了する前に監査報告書に署名してはならないこととなっています。

#### エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人は、監査調書の不適切な変更は厳に慎むこととしていますが、それを尚一層確実なものとするため、当監査法人の内部規定である監査の品質管理規程の運用細則として調書取扱細則を定め、監査ファイルを変更不可な形式の電子データとするとともに、品質管理責任者のみがアクセス可能な領域への保存により、監査調書の不適切な変更を防止する体制を整備しています。

⑤業務の品質の管理の監視に関する措置

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるととともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する手続として品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施しています。

⑥業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

当監査法人は、当監査法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、公認会計士法とその関係法令及び日本公認会計士協会の各種報告書等並びに倫理規則に準拠し、監査の品質管理規程等を定め、遵守を義務付けております。

品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負う品質管理責任者を社員会にて選任し、理事長が、当法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負っています。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人の社員は、全て公認会計士であって、特定社員は加入していません。

また、当監査法人内の重要事項は全て社員会で決定されており、理事長、品質管理責任者及び審査担当者は、公認会計士である社員から選任されており、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことは排除されています。

(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

令和4年8月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及び実施に関する措置が適正であることの確認

理事長中村憲夫が、当監査法人における業務の品質管理の方針の策定及び実施に関する措置が適正であることを確認しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であったものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項  
該当なし

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項  
該当なし

## 二. 社員の概況

### 1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
8 人	0 人	8 人

なお、監査法人の活動に係る重要な事項に関する意思決定を社員の一部をもって構成される合議体で行う場合については、該当する合議体はありません。

### 2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

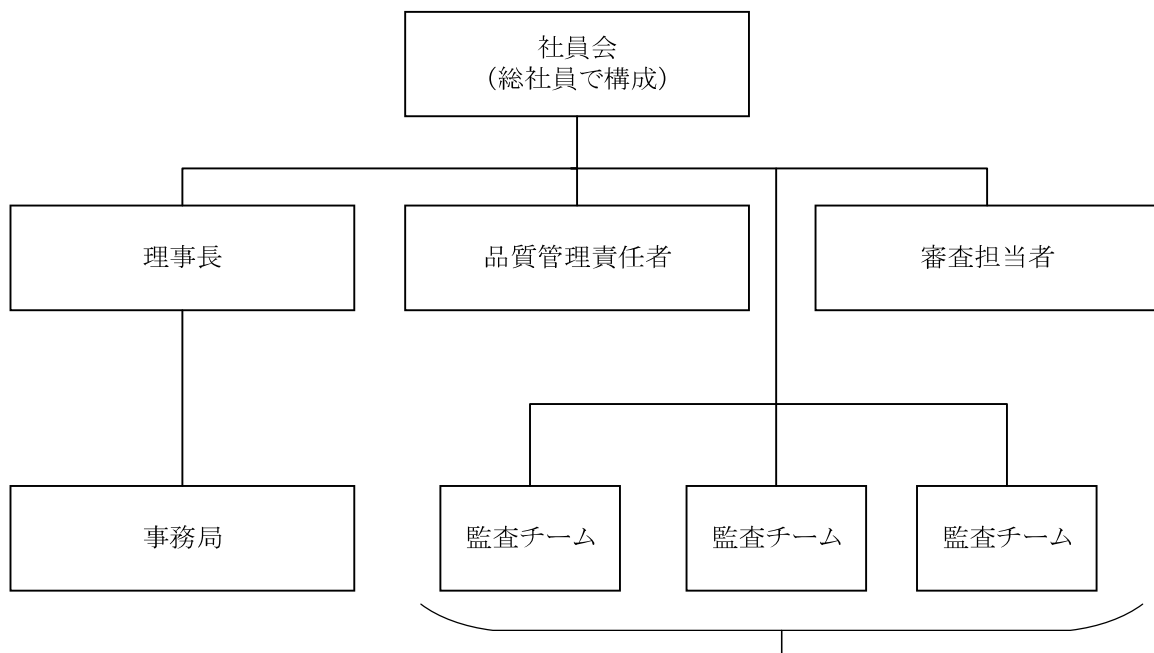
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	重要な事項に関する意思決定を行うため	8人	0人	8人

## 三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)本部	東京都千代田区九段南二丁目2番1号エース九段ビル2階	8人	0人	8人	6人
(従)	該当ありません	-	-	-	-
計	総事務所数 1 か所	8人	0人	8人	6人

## 四. 監査法人の組織の概要

### 明 光 監 査 法 人 の 組 織 図



各被監査会社毎に組成

## 五. 財産の概況

### 1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第28期	第29期
	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
売上高		
監査証明業務	82,959	90,540
非監査証明業務	-	-
合 計	82,959	90,540

### 2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため、添付しておりません。

### 3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため、添付しておりません。

### 4. 供託金等の額

無限責任監査法人であるため、記載しておりません。

### 5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人であるため、記載しておりません。

## 六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

西華産業株式会社

朝日観光株式会社

以 上